

## 「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29~33年度)

### 資料9

報告機関名(児童家庭課)

管 理 業 務 号	基本的な方向	具体的な支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	課題	(具体的な取組内容)		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	第三次計画での数値目標	担当課 (担当・内線)	計画冊子定義ページ	
							これまでの対策	今後の対策									
1	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	① 情報提供の充実 - 相談体制の強化	◆ひとり親家庭等自立支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業	◆ひとり親家庭等自立支援制度の周知 -「しおり」を窓口へ設置 -相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村にひとり親補助金制度についての広報を依頼 ◆町村と連携した制度等の周知	◆対象者の制度の周知 ◆町村及び福祉保健所職員の説明や対応力の向上 -「しおり」を窓口へ設置 -相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村にひとり親補助金制度についての広報を依頼 ◆町村と連携した制度等の周知 -相談者が必要とする情報を正確に届けられるように、町村等と緊密に連携していく。 ◆町村や福祉保健所の職員の現行制度の理解を深めること。 ◆町村職員にさまざまな機会を通じて現行制度について説明を行っていく。	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページによる制度や相談窓口の周知 -「しおり」を窓口へ設置 -相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村にひとり親補助金制度についての広報を依頼 ◆町村と連携した制度等の周知 -相談者が必要とする情報を正確に届けられるように、町村等と緊密に連携していく。 ◆町村や福祉保健所の職員の現行制度の理解を深めること。 ◆町村職員にさまざまな機会を通じて現行制度について説明を行っていく。										16 課題未登録 (篠原・9666)	
2	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	① 情報提供の充実 - 相談体制の強化	◆児童相談所関係事業	◆「教育福祉センター」のホームページ等での周知	◆相談情報の積極的な発信 ◆兼育福祉センターのホームページ等で相談に附する情報提供	◆相談情報の周知 ◆以外との情報共有や中央児童相談所との連携										16 課題未登録 (中岡・9633)	
3	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	① 情報提供の充実 - 相談体制の強化	◆ひとり親家庭等自立支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布 市町村等の関係機関を通じた全戸配布 市による相談窓口等の周知 配布部数:20,000部 配布先:34市町村327か所 (新たに保育所、学校関係等に配付) ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへの掲載 ◆各種事業の広報用リーフレットの作成、配布 ◆「ひとり親家庭等事業」自立支援センターのチラシの作成、配布 ◆「ひとり親家庭等事業」自立支援センターについて市町村広報誌へ掲載 ◆「ひとり親家庭等事業」自立支援センターのホームページを通じた各種制度、窓口等の情報提供 -429年度でデーター:ホームページ閲覧数:6,174件 ◆支援制度、センターについてラジオ等の媒体を用いた広報	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配付先 ◆市町村等と連携したしおりの活用方法の充実 ◆市町村等と連携し、離婚手続き時等ポイントを設り、ひとり親家庭に必要な情報が届く体制を確立する ◆センターへ相談等をPRための手に取りやすいカードを活用した周知 ◆広報媒体の拡大 -ひとり親広い世代に対して効果的に情報を発信していくため、SNS等の広報媒体を活用する。												16 児童家庭課 (篠原・9654) (井上・2348) (ひとり親家庭実態調査による板値)

## 「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29~33年度)

管理番号	基本的な具体的な支援方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	課題	(具体的な取組内容)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	第三次計画での数値目標	担当課(担当・内編)	計画冊子定めページ
1 情報提供・相談体制の強化	① ア 現行支援制度の周知	◆消費者行政推進事業 ◆DV被害者支援事業 ◆こうち男女共同参画センター管運営	◆消費生活センター、女性相談支援セントラル、こうち男女共同参画センターの周知を、ソーシャンティア、女性相談支援センター、こうち男女共同参画センターによる広報誌や情報誌等への掲載、ホームページからの発信等により、広く県民に周知している。	◆効果的な広報手段の検討 ◆カードやチラシ等の配布への協力団体の拡大 ◆民間支援団体との更なる連携強化(H28.07)	◆広報・広報隊との連携による、コンビニ等と提携した県民への幅広い広報 ◆各種広報媒体(新聞、ラジオ)やホームページ、チラシ等を活用した情報発信 ◆ソーシャンティア、高知家の女性しごと応援室の相談窓口の周知 ◆カードやチラシ等の配布、啓発誌や情報誌への配布、啓発誌や情報誌への掲載、ラジオの活用など、さまざまな広報手段を活用した周知、啓発を実施。	◆県民生活・男女共同参画課(久保・2380)	16							
4 情報提供・相談体制の強化	① イ 相談窓口の周知	◆DV防止及び女性相談支援センター ◆相談窓口周知の啓発物を配布 DV啓発カード 23,500枚 DV啓発スター 路線バス40台、バス停所4ヶ所 DV啓発チラシ 3,000枚 DV啓発冊子 200冊	◆ソーシャンティア、SNSによる広報啓発 ホームページ、ソーシャンティア等、各種講座、ソーシャンティアを通じての広報啓発	◆女性に対する暴力をなくす運動期間中(11/12~11/25)の集中的な広報活動 ・ソーシャンティア、広報紙等の各種広報媒体、チラシや公共交通安全閑話へのポスター掲示等による啓発、広報・情報発信 ◆民間支援団体と連携した啓発・広報の実施(啓発カードを挿入したポケットティッシュの作成、配布、相談カード作成経費の一部負担、ソーシャンティアが設置協力の店舗や企業への依頼、高知城のバーフルライトアップの実施など) ◆ソーシャンティアの周知について、大学生や男性の利用者増を図るために、男性対象講座や若者対象講座(大学等)を実施する。 ◆ソーシャンティアの相談窓口の周知 ホームページ、SNS等による広報啓発。 広報誌(ソースコープ等)、各種講座、ソーシャンティアを通じての広報啓発。	◆ソーシャンティアの女性しごと応援室の広報 ◆「女性に対する暴力をなくす運動」期間中(11/12~11/25)の集中的な広報活動 ・ソーシャンティア、広報紙等の各種広報媒体、チラシや公共交通安全閑話へのポスター掲示等による啓発、広報・情報発信 ◆民間支援団体と連携した啓発・広報の実施(啓発カードを挿入したポケットティッシュの作成、配布、相談カード作成経費の一部負担、ソーシャンティアが設置協力の店舗や企業への依頼、高知城のバーフルライトアップの実施など) ◆ソーシャンティアの周知について、大学生や男性の利用者増を図るために、男性対象講座や若者対象講座(大学等)を実施する。 ◆ソーシャンティアの相談窓口の周知 ホームページ、SNS等による広報啓発。 広報誌(ソースコープ等)、各種講座、ソーシャンティアを通じての広報啓発。	◆県民生活・男女共同参画課(前田・2381)	16							
7 情報提供・相談体制の強化	① イ 相談窓口の周知	◆民生委員・児童委員活動事業	◆ひとり親家庭等に対する民生委員・児童委員活動の周知が活動を周知し、地域での身近な相談相手であることを知っています。	◆ひとり親家庭等に対する民生委員・児童委員活動の周知が活動を周知し、地域での身近な相談相手であることを知っています。	◆民生委員・児童委員活動の広報、啓発を行い、理解、周知を進める	◆地政福祉政策課(栗山・9090)	16							

## 「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29~33年度)

報告機関名(児童家庭課)														
管 理 番 号	基 本 的 な 具 体 的 的 支 援 の 方 向	取組の内容	事 业 名	平成28年度の取組	課 題	これからの対策 (具体的な取組内容)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	第三次計画での 数値目標	担当課 (担当・内線)	計画冊子 ページ
10	② 情 報 提 供 ・ 相 談 体 制 の 充 実 ・ 強 化	○ ひとり親家庭等支援事業・自立支援センターにおける相談機能の充実・強化	◆ひとり親家庭等支援事業・自立支援センターで実施している相談事業の中での相談者への支援や他機関への紹介を行なう。	◆センターへの相談件数の減少 ◆相談者の個々のニーズに応じた支援や他機関への紹介を行なう。 ◆相談件数 1,029件 ・無料法律相談 28件	◆相談者のニーズに対して、必要な情報を提供する、他の支援機関につなげるなど相談支援体制を充実させていく。 ◆法律相談の内容を充実させる。 ◆相談者へのアシートを行い、ニーズを把握する。 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター、ハローワーク高知等の女性として応援室について連携を行い、支援の連携方法についてルール化を図る。 ◆弁護士による法律相談を新たに始める。	◆相談者の二ース(以下)、必要な情報を提供する、他の支援機関につなげるなど相談支援体制を充実させていく。 ◆相談者へのアンケート実施 -ニーズを把握しながら、関係機関による定期的な連絡会で連携方法をルール化 ◆弁護士による法律相談の実施						16		
11	② 情 報 提 供 ・ 相 談 体 制 の 充 実 ・ 強 化	○ ひとり親家庭等支援事業・自立支援センターにおける相談機能の充実・強化	◆ひとり親家庭等支援事業・自立支援センターで実施している相談事業の中での相談者への支援や他機関への紹介を行なう。	◆センターへの相談件数の減少 ◆相談者の個々のニーズに応じた支援や他機関への紹介を行なう。 ◆相談件数 1,029件 ・無料法律相談 28件	◆相談者のニーズに対して、必要な情報を提供する、他の支援機関につなげるなど相談支援体制を充実させていく。 ◆法律相談の内容を充実させる。 ◆相談者へのアシートを行い、ニーズを把握する。 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター、ハローワーク高知等の女性として応援室について連携を行い、支援の連携方法についてルール化を図る。 ◆弁護士による法律相談を新たに始める。	◆相談者のニーズに対して町村や関係機関との情報共有、連携促進 -制度的連携の相談等には、町村、関係機関と圆り対応する。 ◆十分な連携を図るために、相談者が必要とする情報を確實に届けらるよう、町村窓口と緊密に連携していく。 ◆所内での情報の共有化 -生活保護担当との情報共有及び連携 ◆適切な対応ができるよう職員の相談対応能力の向上 -職員間で制度についての勉強会を行う。	◆相談の充実 -町村や関係機関との情報共有・連携促進 -母子児童担当と生活保護担当との連携 -各研修会への参加 -制度の周知					17		
12	② 情 報 提 供 ・ 相 談 体 制 の 充 実 ・ 強 化	○ ひとり親家庭等支援事業・自立支援センターにおける相談機能の充実・強化	◆ひとり親家庭等支援事業・自立支援センターで実施している相談事業の中での相談者への支援や他機関への紹介を行なう。	◆センターへの相談件数の減少 ◆相談者の個々のニーズに応じた支援や他機関への紹介を行なう。 ◆相談件数 1,029件 ・母子生育支援CIPや子育て支援専門相談員と相談者の情報共有や適宜町村への情報提供を行うこと。 ◆県の情報提供をひとり親家庭等福祉事務担当者会に参加し、所内での制度の情報共有を行った。 ◆しおり等の窓口布	◆相談活動上の諸問題に対する改善策について、現況にあり、子どもや保護者等が協力をして、相談できる体制を実現を図ることをめざす。 ◆SC等の配置を拡充し、5市の教育活用方法でSSWと協力して、SC等の配置を検討中、高、低、アットリーチ型の配置を実現する。 ◆SC等及びSSWの配置拡充を、各学校の障害及び社会福祉センターにSC等を配置する。 ◆SSWの配置を拡充し、31市町村、県立学校15校に配置する。 ◆特に厳しい状況にある子どもたちへの支援の充実のため、特定の市へ重点配備を継続する。	◆教育相談体制の立ち上げ並行して、SC等の配置を拡充し、全公立学校(小、中、高、アットリーチ型の配置を検討中、高、低)へ配置する。 「SC等」の適正配置及び相談体制の充実	◆相談の充実 -母子児童担当と生活保護担当との連携 -各研修会への参加 -制度の周知	17						

## 「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29～33年度)

管 理 番 号	基本的な 具体的な 支援 方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	課題	(具体的な取組内容)	第三次計画での 数値目標				担当課 (担当・内線)	計画冊 子 記載 ページ	
							29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		
13	② 相談機能の充実・強化	○ その他の関係機関における相談機能提供・相談体制の強化	◆相談体制の充実 ○ 市町村社会福祉協議会等における相談	◆自立相談支援事業 ・県実施(23町村) ◆自立相談支援事業 ・家計相談支援事業 ・相談件数 1,033件 ・プラン件数 35件  ◆家計相談支援事業 ・相談件数、支援件数とも低額	◆自立相談支援事業 ・各相談組みに温度差がある ◆家計相談支援事業 ・各自立相談支援團(16社協)への積極的な事業の利用を促す	◆自立相談支援事業 ・各自立相談支援團(16社協)との連携を強化していく ◆家計相談支援事業 ・各自立相談支援團(16社協)への積極的な事業の利用を促す						福祉振興課 (塙田・3628)	17
14	② 情報提供・相談体制の充実・強化	○ その他の関係機関における相談機能の充実・強化	◆相談体制の充実 ○ その他の関係機関における相談	◆児童相談所開設事業 参考者 62人 ◆講師による研修会は壁で替えて開催に向けた引っ越し作業や、職員減、育休休業のため、実施できず。 ◆巡回相談、フローラップ相談への協力(31件) ◆職員の専門性の育成と専門性の向上 毎週回刊制定会後に担当者会を実施し、ケースの検討、出席を行い、スレーベースを実施し、専門性を育成。 ◆専門的な人材の育成と専門性の向上 研修の実施 巡回相談への相談体制を持つのはなく、積極的に訪問等を実施していく。	◆児童相談所開設事業 参考者 62人 ◆講師による研修会は壁で替えて開催に向けた引っ越し作業や、職員減、育休休業のため、実施できず。 ◆巡回相談、フローラップ相談への協力(31件) ◆職員の専門性の育成と専門性の向上 毎週回刊制定会後に担当者会を実施し、ケースの検討、出席を行い、スレーベースを実施し、専門性を育成。 ◆専門的な人材の育成と専門性の向上 研修の実施 巡回相談への相談体制を持つのはなく、積極的に訪問等を実施していく。	◆児童相談所開設事業 参考者 62人 ◆講師による研修会は壁で替えて開催に向けた引っ越し作業や、職員減、育休休業のため、実施できず。 ◆巡回相談、フローラップ相談への協力(31件) ◆職員の専門性の育成と専門性の向上 毎週回刊制定会後に担当者会を実施し、ケースの検討、出席を行い、スレーベースを実施し、専門性を育成。 ◆専門的な人材の育成と専門性の向上 研修の実施 巡回相談への相談体制を持つのはなく、積極的に訪問等を実施していく。	◆まずは相談部内でカースースメントを行ない、福祉司など心理士が役割分担して業務を行ふ。その後のための各職種の専門性の育成が必要。 ◆巡回相談部門への実施する専門性の育成と専門性の実現。 ◆巡回相談、専門性の育成と専門性の向上。 ◆巡回相談、専門性の育成と専門性の向上。	◆巡回相談部門の合意にむけ、業務体制の整備。 ◆市町村職員研修会の充実。 ◆関係機関との連携強化。				障害保健福祉課(中国・9633)	17
15	② 情報提供・相談体制の充実・強化	○ その他の関係機関における相談機能の充実・強化	◆相談体制の充実 ○ その他の関係機関における相談	◆消費生活センター販賣事業 ◆女性相談支援センター ◆DV被害者支援事業 ◆二つ巴男女共同参画センター管理運営費	◆相談窓口での取組を充実、継続していくことと共に、相談内容に応じて、高知家の女性としての内面や実態、関係機関と連携して相談者への対応を実施する。 ◆消費生活センター、女性相談支援センター、二つ巴男女共同参画センター(ソーレー)の各相談窓口で受け付けた内容に応じ、高知家の女性として応援室やひとり親家庭等就業自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。	◆相談窓口での取組を充実、継続していくことと共に、相談内容に応じて、高知家の女性としての内面や実態、関係機関と連携して相談者への対応を実施する。 ◆消費生活センター、女性相談支援センター、二つ巴男女共同参画センター(ソーレー)の各相談窓口で受け付けた内容に応じ、高知家の女性として応援室やひとり親家庭等就業自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。	◆各相談窓口での取組を充実、継続していくことと共に、相談内容に応じて、高知家の女性としての内面や実態、関係機関と連携して相談者への対応を実施する。	◆相談窓口での取組を充実、継続していくことと共に、相談内容に応じて、高知家の女性としての内面や実態、関係機関と連携して相談者への対応を実施する。			県民生活・男女 共同参画課 (久保・2380)	17	
16	化② イ ひとり親家庭等自立機能の充実・強化	○ ひとり親家庭等の質向上	◆情報提供・相談体制の充実・強化	◆女性相談支援センター ◆DV被害者支援事業 ◆二つ巴男女共同参画センター管理運営費	◆母子父子自立支援員など関係団体 ◆母子父子自立支援員等の相談員等 ◆母子父子自立支援員研修会への参加 ◆ひとり親家庭等事務担当者の実施 ◆全国ブロック母子父子自立支援員研修会の開催(10/26) ◆全国母子父子自立支援員研修会への参加(9/29-30)	◆母子父子自立支援員等の相談員等 ◆母子父子自立支援員研修会の実施 ◆ひとり親家庭等事務担当者の実施 ◆全国ブロック母子父子自立支援員研修会への参加(9/29-30)	◆母子父子自立支援員等の相談員等 ◆母子父子自立支援員研修会の実施 ◆ひとり親家庭等事務担当者の実施 ◆全国ブロック母子父子自立支援員研修会への参加(9/29-30)	◆母子父子自立支援員等の相談員等 ◆母子父子自立支援員研修会の実施 ◆ひとり親家庭等事務担当者の実施 ◆全国ブロック母子父子自立支援員研修会への参加(9/29-30)	◆母子父子自立支援員等の相談員等 ◆母子父子自立支援員研修会の実施 ◆ひとり親家庭等事務担当者の実施 ◆全国ブロック母子父子自立支援員研修会への参加(9/29-30)	・母子父子自立支援員等の研修会数:5回 (井上・2348)	17		

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29~33年度)

報告機關名(兒童家庭課)

管理番号	事業名	平成28年度の取組	課題	これまでの対策 (具体的な取組内容)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	第三次計画での 数値目標	担当課 (担当・内線)
17	① 就業のための支援 就業支援の強化	◆ひとり親家庭等自立支援事業 ◆ひとり親家庭等就労支援センターによる就業情報の提供、就業相談等の支援を行っている。 ・就職者数： 68人 ・移動相談 : 21回 ◆無料職業紹介事業 ・求人登録件数 : 845件 (H27:545件)	◆就業率のミスマッチ状況に向け、ひとり親家庭ニーズを踏まえたきめ細やかな支援を行っていく。 ◆ハローワーク、高知家の女性しごと応接室との間で定期的連絡会を開催し、情報共有、課題の分析を行いながら、連携体制の強化を進める。 ◆遠方で来所相談が難しいひとり親家庭への支援強化 -移動相談の拡充	◆転職希望者が多く条件に合うよう求人が見つからず転職にかいりこい、 ○就業情報の提供、 ○就業相談等の支援を行つている。 ・就職者数： 68人 ・移動相談 : 21回 ◆無料職業紹介事業 ・求人登録件数 : 845件 (H27:545件)	◆就業率のさちらなる周知 ◆労働局や経済団体等と連携した効果的な情報発信が窓口となる就業支援センターとの連携強化 ◆双方の業務内容や支援内容・自立支援センターとの連絡会の実施	◆高知家の女性しごと応接室のさらなる周知 ◆労働局による就職率(3ヶ月以内の就職希望)： 60.0%	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就職率(3ヶ月以内の就職希望)： 60%	◆高知家の女性しごと応接室 -男女(税原: 965人)	◆高知家の女性しごと応接室のさらなる周知 ◆労働局による就職率(3ヶ月以内の就職希望)： 60%	18	18
18	① 就業のための支援 就業支援の強化	◆高知家の女性しごと応接室等就業・自立支援事業 ◆高知家庭等就労支援を行っている。	◆全体的な就業率等は向上しており、ひとり親家庭等就業・自立支援センターから就労支援を行っている。 ・新規相談者数427人(累計1,107人) ・相談件数 1,238件(累計3,108件) ・就職者数 165人(累計 347人) ◆高知家の女性しごと応接室によるさめ繋やかな就労支援	◆就業者、企業とともに応接室の認知度が高くなっている。 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターとの連携強化 ◆各市町村に臨時の任用職員等の求人情報提供を依頼	◆就業者用職員求人情報の提供市町村 -県臨時任用職員等の求人情報 提供件数: 559件 (うち 採用件数: 44人)	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターに臨時任用職員求人情報を提供している。 -県臨時任用職員等の求人情報 提供件数: 559件 (うち 採用件数: 44人)	◆各市町村に臨時の任用職員等の求人情報提供を依頼	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就職率(3ヶ月以内の就職希望)： 60%	18	18	
19	① 就業のための支援 就業支援の強化	① ウ 階段的任用職員等の求人情報提供 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援事業 ◆高知家庭等就労支援を行っている。	◆県の階段的任用職員等の求人情報・自立支援センターへ提出している。 -県臨時任用職員等の求人情報 提供件数: 559件 (うち 採用件数: 44人)	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就職率(3ヶ月以内の就職希望)： 60%	◆就業者用職員求人情報 提供件数: 559件 (うち 採用件数: 44人)	◆就業者用職員求人情報 提供件数: 559件 (うち 採用件数: 44人)	◆各市町村へ臨階的任用職員求人情報 提供の協力依頼(H29.2.1)	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就職率(3ヶ月以内の就職希望)： 60%	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就職率(3ヶ月以内の就職希望)： 60%	18	18
20	① 就業のための支援 就業支援の強化	① 工 生活困窮者による就業支援 ◆被保護者就労支援事業 -県事業 直営にて実施 ◆就労準備支援事業 ◆就労訓練事業所支援事業 -相談人数 18人 -プラン作成人数 7人 ◆就労訓練事業所支援事業 -県事業 高知県社会福祉協議会に委託。 ・認定事業所数 3件	◆直ちに就労する事が困難な状態で生活困窮者への自立支援策で就労訓練事業所の新規開拓を実施。認定就労訓練事業所の新規開拓による就労訓練事業所の新規開拓による就労訓練事業所の新規開拓を実施。 ◆認定就労訓練事業所新規開拓 -各自立相談支援員の就労訓練事業所の申請について動きかけを実施	◆被保護者就労支援事業 -県事業 直営にて実施 ◆就労準備支援事業 ◆就労訓練事業所支援事業 -相談人数 18人 -プラン作成人数 7人 ◆就労訓練事業所支援事業 -県事業 高知県社会福祉協議会に委託。 ・認定事業所数 3件	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就職率(3ヶ月以内の就職希望)： 60%	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就職率(3ヶ月以内の就職希望)： 60%	18	18			
21	① 自立支援プログラムによる支援 就業支援の強化	① 就業のための支援 就業支援の強化	◆ひとり親家庭等自立支援事業 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業情報の提供、就業相談等の支援を行つている。 ・就職者数： 1人 ・就職決定者数: 1人	◆支援扶養者当受給者の自立を支援するため、生徒や子育ての状況、就職活動や職業能力開発の取組等の状況などを、個々のケースに応じたプログラムを実施。 ◆制度の周知を進めながら、プログラム策定によるひとり親家庭の向上が見込まれるひとり親家庭を洗い出し、働き掛けていく。	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就職率(3ヶ月以内の就職希望)： 60%	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就職率(3ヶ月以内の就職希望)： 60%	◆市町村等と連携した周知、利用者の洗い出し。 ◆ハローワーク等と連携し、プログラム策定によるひとり親家庭の安定した生活の実現	◆市町村等による就職率(3ヶ月以内の就職希望)： 60%	19	19	

## 「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29~33年度)

管理番号	基本的な方向	具体的な取組の内容	事業名	平成28年度の取組	課題	(具体的な取組内容)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	第三次計画面での 数値目標	担当課 (担当・内線)	計画冊子記載ページ
22	就業支援の強化	② 資格や技能の取得への支援	○ 自立支援教育訓練 ○ 支援事業 ○ 高等職業訓練促進給付金事業 ○ 進給付金等事業 ○ 高等職業訓練促進給付金事業 ○ 高等学校卒業程度認定試験合格支 援事業 ○ 母子父子尊婦福祉資金貸付制度 (技術習得資金・生活資金)	◆ひとり親家庭等自立 支援事業 ◆母子父子尊婦福祉資金貸付事業 ◆高等職業訓練促進給付金事業 ・利用者数11人(市分109、町村分5) ・県(町村)、市美濃 ◆高等職業訓練促進給付金事業 ・貸付件数:6件 ◆高等職業訓練促進給付金事業 (扶助料5、就職準備料1) ◆高等學校卒業程度認定試験合格支 援事業 ・利用者数20人 ◆母子父子尊婦福祉資金貸付制度 (技術習得資金・生活資金)	◆各事業の認知度が低く、利用 件数が伸び悩んでいる ◆各事業の拡大により使いやすい制 度とする ◆リーフレットの配布先拡大 ◆各事業の拡大と、対象者拡大を図り、利用件数の増加につなげる	◆支援が必要としているひとり親家庭への 情報が確実に届く環境の整備 ◆各事業の拡充を図り、より使いやすい制 度とする ◆リーフレットの配布先拡大 ◆自立支援教育訓練促進給付金との併用 (雇用保険制度による公的訓練給付金事業 が可能に) ◆高等職業訓練促進給付金事業の対象資 格拡大(県独自で業種士、自動車整備士、 臨床工技士を追加)	19	「自立支援教育訓練給付 金事業利用者数:10人 ・高等職業訓練促進給付 金事業利用者数:220 ・高等職業訓練促進給付 金事業による正規雇用者 数:75人、 ・高等職業訓練促進給付 金事業による正規雇用者 数:50人、 ・母子父子尊婦福祉資金 利用者数:15人 ・生活資金:15人	「自立支援教育訓練給付 金事業利用者数:10人 ・高等職業訓練促進給付 金事業利用者数:220 ・高等職業訓練促進給付 金事業による正規雇用者 数:75人、 ・高等職業訓練促進給付 金事業による正規雇用者 数:50人、 ・母子父子尊婦福祉資金 利用者数:15人 ・生活資金:15人	19				
23	就業支援の強化	② イ 技能を取得する 資格や技能の取得への支 援	○ ひとり親家庭等支援事業 ○ 公共職業訓練 ○ ひとり親家庭等支援セン ターによる支援	◆ひとり親家庭等自立 支援事業 ◆母子父子尊婦福祉資金貸 付事業 ・扶養受講者:563人 扶養率:83.5% ・母子家庭の母業者 扶養率:8人 扶養率:100%	◆ひとり親家庭等支援セ ンターによる就業支援等の実施 ・扶養受講者:563人 扶養率:83.5% ・母子家庭の母業者 扶養率:8人 扶養率:100%	◆受講者のニーズに沿った講座の開催 ・センターの拠点に対するアンケートを行 い、その内容を踏まえて講座の内容を検 討、実施して3人 ◆講座の回数の拡充 ・初心者向けバソコン体験 ・臨時実施	19	「就業支援座席回 数:5回 ◆受講者のニーズの把握、開催回数の拡充 →より就業に結び付きやすい講座を実施	「就業支援座席回 数:5回 ◆受講者のニーズの把握、開催回数の拡充 →より就業に結び付きやすい講座を実施	19				
24	就業支援の強化	② イ 技能を取得する 資格や技能の取得への支 援	○ 公共職業訓練	◆有効求人倍率は1.16倍と緩やかに上 昇する状況にある ◆民間の教育訓練機関に委託した公 共職業訓練の実施 ・全体 訓練受講者 563人 扶養者 470人 扶養率 83.5% ・母子家庭の母業者 扶養者 8人 扶養率 100%	◆引き続き公共職業訓練を実施するなども して、巡回指導員による就職支援を 実施する。 ・求職者職業訓練を実施し、バソコン/ パソコン等の資格取得や必要な受講生に対する 面接、ハローワークの求人情報の提供等に より就業率の向上に取り組む。	19	「巡回指導員による就職 支援実施 ◆民間の教育訓練機関に委託した公共職業訓練の実施	「巡回指導員による就職 支援実施 ◆民間の教育訓練機関に委託した公共職業訓練の実施	19					
25	就業支援の強化	③ 事業主への啓発	◆ひとり親家庭等自立 支援事業	◆ひとり親家庭等事業・自立支援セン ターに対する啓発活動を行っている。 ◆事業主に対して、ひとり親を一定の条 件で雇用した場合に支給される助成金 制度等の周知を図っている。	◆ひとり親家庭の生活状況、ニーズに沿つ た就業機会の確保 ◆求人企業開拓に合わせて啓発活動の強 化	20	「企業訪問調査による求 人登録件数:600件 ◆求人企業開拓に合わせてひとり親の雇用に係る助成 金制度等を啓発	「企業訪問調査による求 人登録件数:600件 ◆求人企業開拓に合わせてひとり親の雇用に係る助成 金制度等を啓発	20					

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29~33年度)

報告権関名(兒童家庭課)

管理番号	具体的な支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	課題	(これまでの対策 (具体的な取組内容))	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	第三次計画での 数値目標	担当課 (担当内線)
26	③ 経済的支援制度による支援の充実	① ア エコノミック支援制度 ○ による支援 ○ 周年扶養手当の支給 ◆ 周年扶養手当 ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ◆ ひとり親家庭医療扶助制度 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度による運正扶養手当の支給 ○ ひとり親家庭医療扶助制度による運正扶養手当の支給回数の増	◆ 周年扶養手当の支給 ◆ 受給者数(H29.3) ・受給者数:8,026人 ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度による貸付金額 ・利用者数:132人 (高知市81人、栗51) ◆ ひとり親家庭医療扶助制度の助成 ・受給対象者数(法人個人) ・受給対象者数(法人個人) ・受給対象者数(法人個人合せ):15,488人(周年含む)	◆経済的支援が必要ない限り頼むべき等へ情報を伝達して制度の周知を進めるところでも、経済的支援事業の継続実施 ◆母子父子寡婦福祉資金は、平成26年10月から父子家庭も対象となることから、父子家庭に対する制度の周知が必要。	◆経済的支援が必要ない限り頼むべき等へ情報を伝達して制度の周知を進めるところでも、経済的支援事業の継続実施 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度による貸付金額は、平成26年10月から父子家庭も対象となることから、父子家庭に対する制度の周知が必要。	◆周年扶養手当量の支給 ◆学資金、就学支援資金(母子父子寡婦福祉資金貸付金)などの貸付	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	担当課 (担当内線) 周高連携課 (栗原・9564) (井上・2348)
27	③ 経済的支援の充実	① ア エコノミック支援制度による支援の充実	◆生活福祉資金貸付事業	◆生活福祉資金貸付事業で実施している「生活福祉資金貸付事業」に係る「生活福祉資金貸付事業」において、生活福祉資金貸付制度による運正扶養手当の支給	◆経済的支援が必要ない限り頼むべき等へ情報を伝達して制度の周知を進めるところでも、経済的支援事業の継続実施 ◆生活福祉資金貸付制度による貸付金額は、平成26年10月から父子家庭も対象となることから、父子家庭に対する制度の周知が必要。	◆経済的支援が必要ない限り頼むべき等へ情報を伝達して制度の周知を進めるところでも、経済的支援事業の継続実施 ◆生活福祉資金貸付制度による貸付金額は、平成26年10月から父子家庭も対象となることから、父子家庭に対する制度の周知が必要。	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	担当課 (担当内線) 地城福祉政策課 (栗山・9090)
28	③ 経済的支援の充実	① イ 子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給 ○ 私立中学校等修学支援金の支給 ○ 学業証明書事業 ○ 私立中学校等修学支援金の支給 ○ 学業証明書事業 ○ 私立中学校等修学支援金の支給 ○ 学業証明書事業 ○ 私立中学校等修学支援金の支給 ○ 学業証明書事業	○私立高等学校等就学支援金事業の実施 ○高校生等奨学給付金事業の実施 ○中学生への授業料等への経済的支援事業を断版(国庫補助金実証事業) ○小学生への授業料等への経済的支援事業に係る私立小中学生に対する運正扶養手当に係る経費を補助する(10万円/年) ○私立学校授業料減免補助事業の実施	◆私立高等学校等就学支援金事業の実施 ◆高校生等奨学給付金事業の実施 ◆中学生への授業料等への経済的支援事業を断版(国庫補助金実証事業) ◆小学生への授業料等への経済的支援事業に係る私立小中学生に対する運正扶養手当に係る経費を補助する(10万円/年) ◆私立学校授業料減免補助事業の実施	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	担当課 (担当内線) 高学年支援課 (今津・9135)	
29	③ 経済的支援の充実	① イ 子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給 ○ 無料学資の支給	◆授業料の支拂のための高等学校等 ◆高校生等就学支援金等の支給 ◆高校生等就学支援金等の支給 ◆無料学資の支給	◆機会ある毎にリーフレットを配布するなどして、制度の周知徹底を行う。 ○高知県高等学校等就学支援金 ○高知県高校生等奨学金給付金 ○高知県高等学校等就学支援金等の支給 ◆高知県高等学校等就学支援金等の支給	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	担当課 (担当内線) 高等教育課 (森沢・4851) (山本・82) (493)	

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29~33年度)

報告機關名(印章或序號)

管理番号	具体的な支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組				課題	(これからの対策 (具体的な取組内容)	第三次計画での 数値目標	担当課 (担当・内線)
				29年度	30年度	31年度	32年度				
30	① 経済的支援の充実	イ子どもに対する 支援 ○高等学校等就学 支援金等の支給	◆特別支援学校試験受験の保證者等へ在籍する児童生徒の 保護者等へ、教育関係経費等への補助を行う。						◆特別支援学校等へ在籍する児童生徒の 保護者等へ、教育関係経費等への補助を行う。 ◆特別支援学校等へ在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費等に応じ、補助を行う。		特別支援教育 課(道番・3303)
31	② 法律相談の充実	ア 広報・啓発活動の 実施	◆ひとり親家庭等自立 支援事業	◆法律相談件数の減少 H27年度 68件 →H28年度 28件	◆広報・啓発活動の実施 市町村と連携し、様々な機会を通じて、ひとり親家庭等就業・自立支援 センターで実施している法律相談、養育費相談センターについての 情報提供を行う。				◆広報・啓発活動の実施 市町村と連携し、様々な機会を通じて、ひとり親家庭等就業・自立支援 センターで実施している法律相談、養育費相談センターについての 情報提供を行う。		児童家庭課 (城原・9654)
32	② 法律相談の充実	イ 法律相談の充実	◆ひとり親家庭等自立 支援事業	◆司法書士による専門相談を月2回実 施し、離婚・養育費等の相談に対応して いる。 ◆司法書士による法律相談(月 24回実施、計28件)	◆より専門的な相談がができるよう、体制 を充実させる。 →H29年度から、弁護士による法律相談(月 1回)を新たに始める。				◆法律相談利用者数:120 人 ◆法律相談実施回数:120 人 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費の取り決めや 履行強制令等に関する問題を解決するため、弁護士等専門家による個別 相談を実施する。		児童家庭課 (城原・9654)

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29~33年度)

報告機関名(児童家庭課)

## 「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29～33年度)

報告機関名(児童家庭課)

管 理 基 本 構 造 方 向	具 体 的 な 支 援 の 方 向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	課題	これから対策 (具体的な取組内容)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	第三次計画での 数値目標	担当課 (担当・内線)			
4	① イ子育てや生活面 ○ 保育・子育て支援の充実	◆地域子育て推進事業 ◆地域子育て支援体制の整備 ○ 地域子育て支援 ○ センター等の拡充	◆地域子育て支援センターへの設置状況 23市町村15か所 ◆地域子育て支援センター職員への研修 -研修会の開催 -専門研修 2回 109名認定 -地域子育て支援員養成研修 ◆高知県安心子育て応援事業費補助金による支援 -子育て支援に関する独自事業への補助 -地域での交流の場づくりへの支援(国 の基準を満たさない小規模な地域子育 て支援拠点施設を設置する町村への支 援)など	・母子保健との連携による子育て支援に関する地域ニーズの 総合的な支援(高知版ナウボラ)の体制づくり ・地域の実情に応じた子育て支援拠点の設 置及び地域資源を活かした交流の場の確 保 ・市町村訪問による現状把握と支援対象の 把握を徹底的に取り組める仕組みづくり ◆高知版ナウボラの推進 ◆好娠期から子育て導入までどの目 標も見直され、新たに目標を 見直す	●計画の見直し	◆妊娠期から子育て支援ネットワークの構築 平成31年度数値目標 25市町村50か所 ※ 高知県次世代育成支援行動計画 H31年度までに各市町 村で計画された拠点の新 たな設置を進め H31年度には設備計画が 見直され、新たに目標を 見直す	23	・地域子育て支援拠点事業 平成31年度数値目標※ 25市町村50か所 ※高知県次世代育成支 援行動計画の数値目標	児童家庭課 (窓田・9641)							
4	① イ子育てや生活面 ○ 保育・子育て支援の充実	◆アミリー・サポートセンター設置 ◆アミリー・サポートセンターの設置数 3か所 ◆高知版アミリー・サポートセンター 設置への支援 ◆会員(預けたい預かりたい)の増加 に向けたセンターのPRと研修の実施	◆アミリー・サポートセンター設置 ◆アミリー・サポートセンターの設置数 7市町・20箇所 ◆子どもたちの居場所づくりネットワーク会 議の開催(2回)	◆二ニーズが十分顧慮在にしておらず 踏み切れていらない。 ◆会員(預けたい預かりたい)の増加に向 けた効果的なセンターのPRと研修の実施	●機能の見直し	◆アミリー・サポートセンター設置 ◆センター開設を市町村へ働きかける ◆制度の効果的なPR	23	◆アミリー・サポート・セ ンターコミュニティ活動 平成31年度数値目標 13市町村 ※高知県まち・ひと しごと創生総合戦略の目 標数値	農民生活・男女 共同事業課 (窓田・2884)							
4	① イ子育てや生活面 ○ 保育・子育て支援の充実	◆アミリー・サポート・セ ンターセンターの設置 ◆アミリー・サポートセンターの設置 7市町・20箇所 ◆子どもたちの居場所づ くりへの支援	◆子どもたち食事への影響 7市町・20箇所 ◆子どもたちの居場所づ くりへの支援	※食事の提供を通じて、子どもや保護 者の足湯所となる子ども食堂の取組 が、多様な形で県内に広がりつつある。	●予食室の開設及び運営に關する経費 の助成や手引書の作成、配布などを通じ て、子どもも食事の取組を県内全域に拡大す る。 ・立ち上げの「ツバハ」が不足 ・場所の確保が困難 ・インシャルコスト等の負担が大き い。 ○活動の方策(販賣店・運営手引書の作成 ・子ども食堂開設・運営手引書の作成 ・子どもの居場所づくりネットワーク会議の 開催 ・人材及び食材支援の仕組みの検討 が困難 ・保護者を子ども食堂に広げること ・関係者同士のネットワークが 不十分	◆子ども食堂の設置数 平成31年度数値目標 24箇所 ※高知県子ども食堂支援基金への寄附募集 ◆高知県子ども食堂支援基金への寄附募集 ◆高知県子ども食堂支援制度への登録 ◆高知県子ども食堂支援制度への登録 ◆高知県子ども食堂支援基金による財政的支援 ◆県社協のコーディネーター等による伴走支援	児童家庭課 (吉井・2300)	児童家庭課 (吉井・2300)	児童家庭課 (吉井・2300)	児童家庭課 (吉井・2300)	児童家庭課 (吉井・2300)	児童家庭課 (吉井・2300)	児童家庭課 (吉井・2300)	児童家庭課 (吉井・2300)		
4	① イ子育てや生活面 ○ 保育・子育て支援の充実	◆アミリー・サポート センターの居場所づくり ◆アミリー・サポートセンターの設置 7市町・20箇所 ◆子どもたちの居場所づ くりへの支援	◆子どもたち食事への影響 7市町・20箇所 ◆子どもたちの居場所づ くりへの支援	※食事の提供を通じて、子どもや保護 者の足湯所となる子ども食堂の取組 が、多様な形で県内に広がりつつある。	●予食室の開設及び運営に關する経費 の助成や手引書の作成、配布などを通じ て、子どもも食事の取組を県内全域に拡大す る。 ・立ち上げの「ツバハ」が不足 ・場所の確保が困難 ・インシャルコスト等の負担が大き い。 ○活動の方策(販賣店・運営手引書の作成 ・子ども食堂開設・運営手引書の作成 ・子どもの居場所づくりネットワーク会議の 開催 ・人材及び食材支援の仕組みの検討 が困難 ・保護者を子ども食堂に広げること ・関係者同士のネットワークが 不十分	◆子ども食堂の設置数 平成31年度数値目標 24箇所 ※高知県子ども食堂支援基金への寄附募集 ◆高知県子ども食堂支援基金への寄附募集 ◆高知県子ども食堂支援制度への登録 ◆高知県子ども食堂支援制度への登録 ◆高知県子ども食堂支援基金による財政的支援 ◆県社協のコーディネーター等による伴走支援	児童家庭課 (吉井・2300)	児童家庭課 (吉井・2300)	児童家庭課 (吉井・2300)	児童家庭課 (吉井・2300)	児童家庭課 (吉井・2300)	児童家庭課 (吉井・2300)	児童家庭課 (吉井・2300)	児童家庭課 (吉井・2300)		
36																
37																
38																

## 「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29~33年度)

報告欄題名(児童家庭課)

管理番号	基本的な具体的な支援方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	課題	(具体的な取組内容)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	第三次計画での 数値目標	担当課 (担当・内線)		
39	④ 日常生活支援の充実	○ 保育・子育て支援事業の実施	◆生活困絶世帯の子どもに対する学習支授事業	◆市町村教育委員会への働きかけ ◆市町村(4市、12町村)	◆県教育委員会の学習支援と、今後の役割分担を明確にすることが課題。	◆これまでの学校空き教室利用の学習支援は県教育委員会の事業に移行させ、今後は町村行政や社会福祉協議会等との協働で学校外・地域での学習支援を実施する。 ◆子ども食堂などを実施している社会福祉協議会に働きかけを実施。							24		
40	④ 日常生活支援の充実	○ 保育・子育て支援事業の実施	イ 子育てや生活面での支援体制の整備	◆放課後等学習事業における学習支援事業	◆各小中学校が必要とする学習支援員の配置を実現するには、雇用できる人材を見つけることになります。 ◆支援員の仕事用配置計画数に至らない場合は、人材紹介団体や県から求人等が運営する人材紹介団体組織の市町村教育委員会、学校への紹介や県からの人材に対する教科指導力が可能な人材が県全体として不足している。 ◆放課後学習のみでは、学力やかるな支援が行われている。 ◆放課後学習の実施に際しては、運営教員への声があせんの働きかけや、運営教員が受け行うなどの協力をを行うなど、同時に、高校生の有効な活用について検討を行なうため、授業からの一貫した支援が必要である。	◆地域によつては、雇用できる人材を見つけることができる。 ◆学力定着率が高くなることにつながります。 ◆放課後学習支援員に配置したよしは、個々の学習課題に応じたよしは、各教科指導力が不足する教科指導員と連携して、放課後学習を利用する児童生徒を2回以上実施した学校の割合を2回以上実施した学校の割合(小学校:61.8%、全国:7.9%、中学校:51.4%、全国:15.6%) ◆放課後等学習支援員の配置状況 -28市町村、1学校組合 -小学校 90校191名 -中学校 72校273名	◆各小中学校が必要とする学習支援員の配置を実現するには、雇用できる人材を見つけることになります。 ◆支援員の仕事用配置計画数に至らない場合は、人材紹介団体や県から求人等が運営する人材紹介団体組織の市町村教育委員会、学校への紹介や県からの人材に対する教科指導力が可能な人材が県全体として不足している。 ◆放課後学習のみでは、学力やかるな支援が行われている。 ◆放課後学習の実施に際しては、運営教員への声があせんの働きかけや、運営教員が受け行うなどの協力をを行うなど、同時に、高校生の有効な活用について検討を行なうため、授業からの一貫した支援が必要である。								24
41	④ 日常生活支援の充実	○ 保育・子育て支援事業の実施	イ 子育てや生活面での支援体制の整備	学習支援員事業	・義務教育段階の学習内容が十分に定着しないまま入学した高等學校の授業について行けない生徒が一定数おり、個々の生徒の実態に応じたきめ細やかな指導の充実が求められている。 ・放課後や夏期休業中の体力補習やチーム・ティーチングによる授業で学習指導補助などを担う学習支援員の配置を強化。 ・進学に重点を置く5校を除いて32校に対し、のべ108名を配置、5,076時間を実施。	・教員免許持つない支援員、免許外教科を担当する師も多く、専門の立場から十分な指導ができるにいたが、指導時間講師の有効な活用を進めめる。 ・指導時間の割合を高く、上履きの予算を削る。指導員間での意見交換と、指導員間で事前に打ち合わせを行うことで、指導の充実を図る。	◆支援員確保のサポート ・学力アップ事業の実施 -学力定着把握検査 -学習支援員事業 -個々に応じたかるな学力の育成 -教科会・校内研修の充実							24	

## 「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29~33年度)

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な支援方向	具体的な支援方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	課題	これからの方針 (具体的な取組内容)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	第三次計画での 数値目標	担当課 (担当・内線)	計画田 子 定期 ページ
4	① 日常生活支援の充実	○ 保育 ○ 母子生活支援施設の整備 ○ 母子生活支援施設の支援機能の充実	イ 子育てや生活面 での支援体制の整備	◆母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備 ◆母子生活支援施設への入所を希望する母子世帯への入所を支援 ◆母子支援員による相談専門機関への紹介 ◆心理専門職員(外部相談員を含む)による心里面面への支援 ◆個別相談員による生活面への総合的支援	◆DV入所の増加に伴う子供たちも含めた心理面でのケア発達への対応 ◆母子世帯への対応のための必要な情報交換 ◆DVなどにより被害を受けた母子生・育児に対する心理士による心理療法の実施及び個別相談員による生活面での支援化 ◆職員スキルアップのための研修参加	◆関係機関との連携、自立に向けての支援の充実 ◆職員の早期参見 ◆自立に向けての行政との密な情報交換 ◆DVなどにより被害を受けた母子生・育児に対する心理士による心理療法の実施及び個別相談員による生活面での支援化 ◆月一回のケース会議の実施 ◆職員のスキルアップ ◆県内外への相談員研修の積極的参加 ◆スーパーバイザーから専門性や質向上の取り組み								24	
42	日常生活支援の充実			安芸和光署・ちぐさの入所世帯数・入所者数:2施設31世帯42人(H29.3末)											
43	② 住宅確保のための支援	○ 公営住宅への入居について優遇措置 ○ 民間賃住宅への入居支援	ア 住宅を確保するための取組 ○ 公営住宅への入居について優遇措置 ○ 民間賃住宅への入居支援	◆県営住宅を確保するための取り組みの実施 ◆公営住宅への入居について優遇措置を実施 ◆高齢県営住宅の整備及び管理に関する条例の改正を行い、平成21年度から算入する空室の抽選の際、ひとり親家庭等の入居当選確率を高める新たな優遇措置を実施することとした。	◆県営住宅をはじめとする公営住宅は、公営住宅法により住宅を取得する住戸者に対する公営住宅に対する賃貸し、国民生活の安定と社会福利の増進に寄与することを目的としており、入居にあたっては、原則として公制によることがされている。そのため、すべての該当世帯の入居希望にこたえることができない。	◆ひとり親家庭等の入居者に対する公営住宅の高くなる優遇措置を講じていく。 ◆優遇措置の実施効果の検証 検証に伴う見直し								24	
44	日常生活支援の充実				◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度による貸付人數:133人 (県知事印:墨51) (住宅資金・軒宅資金の貸付実績なし)	◆経済的支援が必要ないひとり親家庭へ情報を提供する制度の周知を進めるところである。 ・母子父子寡婦福祉資金は、平成20年10月からメテ子家庭が少ないことから、父子家庭に対する制度の周知が必要。								24	